

## 具体的には…

### <世帯の範囲の見直し>

月額上限は、税制や医療保険で「被扶養者」とならない限り、障害者とその配偶者の所得で適用。

### <障害年金以外にほとんど収入・資産のない方へ特別に配慮>

- ① 個別減免（入所施設、グループホーム利用者対象）

→ 月収6.6万円以下の方は定率負担をゼロとし、食費等の実費負担のみに。

- ② 社会福祉法人減免（地域で暮らす方（ホームヘルプ、通所利用者等）対象）

→ 社会福祉法人が減免することにより、月額上限を半分に。

- ③ これらの措置を講じても生活保護となる場合

→ 生活保護にならない額まで減額。

### <食費等の実費負担の軽減措置>

食費、光熱水費についても、低所得者（市町村民税非課税世帯）は軽減。